

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第7部門第3区分

【発行日】平成23年2月17日(2011.2.17)

【公表番号】特表2010-519853(P2010-519853A)

【公表日】平成22年6月3日(2010.6.3)

【年通号数】公開・登録公報2010-022

【出願番号】特願2009-550953(P2009-550953)

【国際特許分類】

H 04 M 3/533 (2006.01)

H 04 M 11/00 (2006.01)

H 04 L 12/58 (2006.01)

【F I】

H 04 M 3/533

H 04 M 11/00 302

H 04 L 12/58 100D

【手続補正書】

【提出日】平成22年12月22日(2010.12.22)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

ネットワーク化された通信システム内で実行される場合に前記システムに統合メッセージングの方法を実行させる命令を記憶するコンピュータ可読媒体であって、前記方法は、

発呼者がユーザに送信する第1のタイプのメッセージを含む音声データを第1のネットワークを介して受信することと、

前記音声データを第1の形式に変換することと、

前記音声データ内の所定の単語を検索することを含む、前記音声データをフィルタリングすることと、

前記音声データを第2の形式に変換することと、

前記第2の形式の前記変換済み音声データを含む第2のタイプのメッセージを生成することと、

前記第2のタイプの前記メッセージを第2のネットワークを介して前記ユーザに送信することと

を含む、コンピュータ可読媒体。

【請求項2】

前記方法が、

前記フィルタリングの結果に基づいて優先フラグを生成することと、

前記優先フラグを前記第2のタイプの前記メッセージ中に含めることと

をさらに含む、請求項1に記載のコンピュータ可読媒体。

【請求項3】

受信することが、前に設定されたユーザ基本設定に基づいて前記音声データをフィルタすべきかどうかを判定することを含む、請求項1に記載のコンピュータ可読媒体。

【請求項4】

前記所定の単語が単語リスト内に含まれる、請求項1に記載のコンピュータ可読媒体。

【請求項5】

前記単語リストが所定の単語のセットおよび前記ユーザが追加した単語を含む、請求項4に記載のコンピュータ可読媒体。

【請求項6】

フィルタリングすることが、ユーザ・リスト、グローバル・アドレス・リスト、公開フォルダ、および個人用連絡先フォルダを含む企業内の複数のソースからの前記ユーザに関するデータにアクセスすることをさらに含む、請求項1に記載のコンピュータ可読媒体。

【請求項7】

前記方法が、前に設定されたユーザ基本設定に基づいて、前記第2のタイプの前記メッセージを前記ユーザ以外の1人または複数人の受信者に送信することをさらに含む、請求項1に記載のコンピュータ可読媒体。

【請求項8】

前記第1のタイプの前記メッセージがボイスメール・メッセージであり、前記第2のタイプの前記メッセージがEメール・メッセージである、請求項1に記載のコンピュータ可読媒体。

【請求項9】

前記第2のタイプの前記メッセージが前記第1の形式の前記音声データをさらに含む、請求項1に記載のコンピュータ可読媒体。

【請求項10】

前記データを変換することが、前記所定の単語に基づいて概略転記を生成することを含み、前記概略転記は、前記第1のタイプの前記メッセージに対する適切な応答を前記ユーザが決める手助けをする、請求項9に記載のコンピュータ可読媒体。